

第2号様式 入札公告個別事項

入 札 公 告（ 個 別 事 項 ）

公共 道路新設改良(翌債) 道路改良工事に係る一般競争入札公告

公共 道路新設改良(翌債) 道路改良工事について、一般競争入札 を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項」及び本書により成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項」は岐阜県ホームページに掲載しています。

令和2年2月10日

岐阜県揖斐土木事務所長 青木 隆裕

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 第建工道改A1-54-1号
工 事 名 公共 道路新設改良(翌債) 道路改良 工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 一般県道 本庄揖斐川線 揖斐郡 揖斐川町 清水 地内
- (3) 工事概要 施工延長 L=405.0m(1工区L=215.2m 2工区L=189.8m)
1工区 道路土工 掘削工 V=30m³ 盛土工 V=540m³ 路床安定処理 A=610m²
擁壁工 プレキャストL型擁壁 L=224m 側溝工 L=427m
プレキャストカルバート工 L=25m
2工区 道路土工 掘削工 V=230m³ 盛土工 V=160m³ 路床安定処理 A=770m²
擁壁工 プレキャストL型擁壁 L=35m 側溝工 L=301m 台付管 L=16m
- (4) 工 期 300日
フレックス工期を活用する場合 工事開始期限日 令和2年4月13日 工期日数 300日間
- (5) 予定価格 62,466,800 円(消費税及び地方消費税を含む)
- (6) 低入札価格調査制度 有
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(地域型)の工事です。
- (11) 本工事は、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的とする人材育成型総合評価落札方式の試行工事です。
- (12) 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。詳細は「建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。
- (13) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事です。
- (14) 本工事は、フレックス工期による契約方式の試行工事です。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可
特定・一般(土木工事業)
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数
土木工事業 ・ 総合点数930点以上
施工実績に関する条件
平成16年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。) ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあつては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ・完成引き渡しの済んでいる1契約の工事費が3,200万円以上の建設業法で規定する土木一式工事
配置技術者に関する条件
本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準(ア及びイ)を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和2年4月10日)には専任で配置できる者であること。 ア 1級あるいは2級土木施工管理技士(土木)又は技術士(建設部門)もしくは、それと同等以上の資格を有する者であること。 イ 平成16年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる1契約の工事費が1,900万円以上の建設業法で規定する土木一式工事の元請負の工事において監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。(共同企業体の構成員として監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が40%以上のものに限る。)ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理(又は主任)技術者とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。 ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。 ① 請負代金の金額が1千万円未満の工事 ② 請負代金の金額が1千万円以上3千5百万円未満の工事であっても、平成30、29年度における岐阜県発注工事の当該工種(平成30、29年度における岐阜県発注工事の当該工種に係わる受注実績がない場合は、平成28、27年度における岐阜県発注工事の当該工種)に係わる工事成績評定点の平均が75点以上である有資格業者が発注した工事 ③ 請負代金の金額が1千万円以上3千5百万円未満である総合評価落札方式工事

事業所の所在地に関する条件	
「第1号様式 入札公告共通事項」の「別表3」に示す揖斐区域内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店が所在すること。	
設計業等の受託者等	
(1) 対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 大日コンサルタント(株)	
その他の条件	
「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。	

3 担当課

区 分	担当課	電話番号	住 所
入札担当課	岐阜県揖斐土木事務所 総務課 管理調整係	0585-23-1111 (内線305)	〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1
工事担当課	岐阜県揖斐土木事務所 道路課 道路第一係	0585-23-1111 (内線326)	岐阜県揖斐総合庁舎2階

4 入札日程

手続等	期 間 ・ 期 日	方 法 ・ 場 所
設計図書の閲覧	令和2年2月10日(月) 午前9時から 令和2年3月3日(火) 午後4時まで	電子入札システムよりダウンロード 併せて入札担当課(又は工事担当課)による閲覧
質問書の受付	令和2年2月10日(月) 午前9時から 令和2年2月21日(金) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
回答書の閲覧	令和2年2月10日(月) 午前9時から 令和2年3月3日(火) 午後4時まで	電子入札システムによる 併せて入札担当課による閲覧
申請書の提出	令和2年2月10日(月) 午前9時から 令和2年2月17日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和2年2月19日(水) まで	電子入札システムによる
入札書等の提出 受付	令和2年3月2日(月) 午前9時から 令和2年3月3日(火) 午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和2年3月4日(水) 午後1時から	電子入札システムによる 揖斐総合庁舎2階 揖斐土木事務所事務室
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和2年3月5日(木) 午前9時から 令和2年3月6日(金) 午後4時まで (ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない)	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日以内(県の休日を含まない。)	入札担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(県の休日を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 併せて入札担当課による閲覧

※紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません。(期間・期日は同じ)
注) 提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項」に記載しています。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

①入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。

②技術資料で示された実績等により最大15点の加算点を与えます。

③得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除した算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目

評価項目:以下に示す項目を評価項目とします。

(ア)企業能力に関する事項

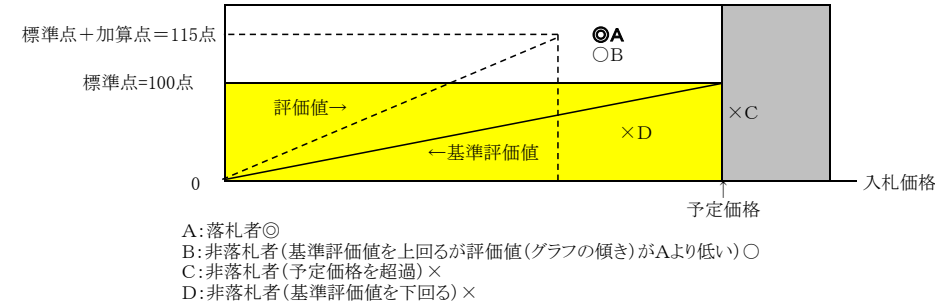
(イ)配置予定技術者の能力に関する事項

(ウ)地域要件に関する事項

別添 総合評価落札方式の内容(人材育成型)

1 総合評価落札方式の仕組み

①総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。



- ②落札者の決定方法
 以下の条件を満たすこと。
 a. 入札価格 ≤ 予定価格
 b. 最低限の要求要件(標準案の条件)を満たすこと。(標準点以上)
 c. 評価値 ≥ 基準評価値(a及びbを満たせば自動的にcは満たされる。)
 ※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

- ①評価項目:(ア) 企業能力に関する事項
 (イ) 配置予定技術者の能力に関する事項
 (ウ) 地域要件に関する事項
 ②評価指標:(ア) 工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、人材育成の取組により評価
 (イ) 同種・類似工事施工経験により評価
 (ウ) 営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、近隣地域施工実績、除雪業務等実績、休日及び夜間の道路維持作業の実績、休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績、県内企業の活用率により評価

3 標準点及び加算点

- ①標準点:標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。
 ②加算点:評価基準に応じて付与する点数とする。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

各方式別の評価項目と配点

小項目	評価項目	必須	方式	簡易型(地域型)
			技術評価点	
企業能力	工事成績評定点	○		2
	施工実績	○		1
	人材育成の取組	○		1
配置予定技術者の能力	施工経験	○		1
地域要件	営業拠点	○		1
	災害協定参加等	○		2
	ボランティア活動	○		1
	近隣地域施工実績	○		1
	除雪業務等実績	○		2
	休日及び夜間の道路維持作業の実績	○		1
	休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	○		0.5
	県内企業の活用率	○		1.5
	計			15

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近3か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点(岐阜県発注の工事のみ対象)(工種限定あり)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成16年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事(土木一式工事で、工事費が6,300万円以上の工事(10割))の施工実績有り	1
		類似工事(土木一式工事で、工事費が4,700万円以上の工事(7.5割))の施工実績有り	0.5
		上記実績なし	0
人材育成の取組	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	1
		シルバー認定あり	0.75
		ブロンズ認定あり	0.5
		上記以外	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事施工経験	平成16年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象)(現場代理人としての実績を含む) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事(土木一式工事で、工事費が6,300万円以上の工事(10割))の施工実績有り	1
		類似工事(土木一式工事で、工事費が4,100万円以上の工事(6.5割))の施工実績有り	0.5
		上記実績なし	0

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	揖斐郡揖斐川町内(旧揖斐川町内)に本店あり	1
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	揖斐土木事務所管内(揖斐郡揖斐川町内(旧揖斐川町内)を除く)に本店あり	0
		岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る)に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く)又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0
ボランティア活動	直近1か年度以内の活動の有無	揖斐郡揖斐川町内(旧揖斐川町内)での実績あり	1
		揖斐土木事務所管内(揖斐川町内(旧揖斐川町内)を除く)での実績あり	0.5
		上記以外	0
近隣地域施工実績	平成26年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績(国及び岐阜県発注工事のみ対象)	揖斐郡揖斐川町内(旧揖斐川町内)での施工実績あり	1
		揖斐土木事務所管内(揖斐川町内(旧揖斐川町内)を除く)での施工実績あり	0.5
		上記以外	0
除雪業務等の受託実績	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績の有無	揖斐土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2
		揖斐土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5
		揖斐土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1
		揖斐土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		岐阜県内での受託実績なし	0
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度以内の岐阜県管理道路の道路維持業務(除排雪又は凍結防止剤散布業務を除く)、異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業等を実施した実績の有無	揖斐土木事務所管内での実績あり(元請け)	1
		揖斐土木事務所管内以外での実績あり(元請け)	0.75
		揖斐土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.5
		揖斐土木事務所管内以外での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	直近3か年度以内の県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績の有無	揖斐土木事務所管内での実績あり(元請け)	0.5
		揖斐土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況(元請及び1次下請)及び岐阜県建設人材育成企業登録制度への登録企業活用状況(元請及び1次下請)	県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	1.5
		県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	1
		県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	0.75
		県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

5 落札者の決定

①技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする。
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価す
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

②評価値及び落札者の決定（地域型で入札参加者が7者の例）

入札者	標準点 ①	加算点②				点数合計 ③＝①＋②	入札金額 ④	評価値 ③／④’	評価順位 (落札者)
		企業 能力	技術者 能力	地域 要件	計				
A	100.00	0.50	0.00	4.00	4.50	104.50	21,500,000	4.86047	3
B	100.00	2.50	0.50	6.00	9.00	109.00	22,500,000	4.84444	4
C	100.00	2.00	1.00	6.50	9.50	109.50	24,500,000	4.46939	7
D	100.00	3.00	1.00	5.00	9.00	109.00	23,000,000	4.73913	5
E	100.00	1.50	0.50	6.50	8.50	108.50	22,300,000	4.86547	2
F	100.00	2.00	0.50	5.50	8.00	108.00	22,000,000	4.90909	1(落札)
G	100.00	3.00	1.00	7.00	11.00	111.00	23,600,000	4.70339	6

※④’＝④(入札金額)／1,000,000

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

6 実施上の留意事項

○責任の所在とペナルティ

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件及び技術提案書に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定の減点を行うものとする。

7 特記事項

本工事はフレックス工期による契約方式の試行工事であり、受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができます。この場合、契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとします。

フレックス工期を活用する場合は次のとおりとします。

(1) フレックス工期を活用する場合は、開札後の確認資料の提出期限日までに工期様式第1号により工事開始日を通知するものとします。

(2) 「工程表」は、工事開始日後速やかに提出するものとし、「現場代理人・主任技術者・監理技術者届」も同時に経歴書を添付して提出するものとします。

(3) 前払金の支払の請求は、予算の執行が可能となる時期以前まではできないものとしその他については、約款第34条によるものとします。

(4) 積算にあたっては、契約日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とします。

(5) 契約日から工事開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならないものとします。

(6) 2入札参加資格の配置技術者に関する条件の「契約工期の始まり時点」を「工事開始日」に、「現場施工に着手する日」を「工事開始日」に、入札公告共通事項4その他(6)の「現場施工に着手する日」を「工事開始日」に読み替えるものとする。ただし、工場製作を伴う工事であって、工場製作のみが行われている期間がある場合は「現場施工に着手する日」を読み替えないものとします。